

令和2年12月長野市議会定例会議案目録（案）

議案番号	件名
94	令和2年度長野市一般会計補正予算
95	令和2年度長野市国民健康保険特別会計補正予算
96	令和2年度長野市介護保険特別会計補正予算
97	令和2年度長野市授産施設特別会計補正予算
98	令和2年度長野市後期高齢者医療特別会計補正予算
99	令和2年度長野市水道事業会計補正予算
100	令和2年度長野市下水道事業会計補正予算
<u>101</u>	<u>長野市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例</u>
<u>102</u>	<u>長野市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例</u>
103	長野市公契約等基本条例
104	長野市障害者就労支援施設の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例
105	長野市太陽光発電設備の設置と地域環境との調和に関する条例
106	長野市飯綱高原キャンプ場等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
107	長野市温湯温泉利用施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
108	長野市市民農園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
109	長野都市計画長野駅周辺第二土地区画整理事業施行条例の一部を改正する条例
<u>110</u>	<u>長野市立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例</u>
111	長野市火災予防条例の一部を改正する条例

議案番号	件名
1 1 2	長野市戸隠情報通信施設ほか3施設の指定管理者の指定について
1 1 3	長野市豊野東部地区集会所の指定管理者の指定について
1 1 4	長野市ふれあい福祉センターの指定管理者の指定について
1 1 5	長野市信州新町福祉センターの指定管理者の指定について
1 1 6	信州新町授産センターの指定管理者の指定について
1 1 7	中条社会就労センターほか1施設の指定管理者の指定について
1 1 8	長野市障害者福祉センターの指定管理者の指定について
1 1 9	長野市障害者福祉施設栗田園ほか6施設の指定管理者の指定について
1 2 0	長野市箱清水児童センターほか12施設の指定管理者の指定について
1 2 1	長野市美和荘の指定管理者の指定について
1 2 2	長野市芋井保育園ほか3施設の指定管理者の指定について
1 2 3	長野市温湯温泉利用施設の指定管理者の指定について
1 2 4	長野市飯綱高原交流拠点施設ほか5施設の指定管理者の指定について
1 2 5	長野市中条地域特産物販売施設ほか1施設の指定管理者の指定について
1 2 6	長野市営長野運動公園総合運動場ほか3施設の指定管理者の指定について
1 2 7	長野市営南長野運動公園総合運動場ほか2施設の指定管理者の指定について
1 2 8	長野市営真島総合スポーツアリーナほか2施設の指定管理者の指定について
1 2 9	長野市営北部スポーツ・レクリエーションパークほか2施設の指定管理者の指定について
1 3 0	長野市小森市民農園ほか3施設の指定管理者の指定について

議案番号	件名
1 3 1	長野市戸隠体験市民農園の指定管理者の指定について
1 3 2	茶臼山公園ほか3施設の指定管理者の指定について
1 3 3	篠ノ井中央公園ほか2施設の指定管理者の指定について
1 3 4	長野市立芹田公民館の指定管理者の指定について
1 3 5	指定管理者の管理施設の変更について
1 3 6	字の区域の変更について
1 3 7	市道路線の認定、変更及び廃止について
1 3 8	工事請負契約の締結について（飯綱高原交流拠点施設等整備工事）
1 3 9	工事変更請負契約の締結について（国補ストックヤード建設・旧清掃センター焼却施設解体工事）
1 4 0	工事変更請負契約の締結について（北部幹線道路築造工事）
1 4 1	訴訟上の和解応諾について

報告番号	件名
4 3	専決処分の報告について（道路管理上の事故による損害賠償額）
4 4	専決処分の報告について（施設管理上の事故による損害賠償額）
4 5	専決処分の報告について（施設管理上の事故による損害賠償額）
4 6	専決処分の報告について（道路管理上の事故による損害賠償額）
4 7	専決処分の報告について（道路管理上の事故による損害賠償額）
4 8	地方独立行政法人長野市民病院の令和元年度の業務実績に関する評価結果の報告について

長野市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（案）要綱

総務部職員課

事 項	説 明																						
1 改正の理由	<p>国家公務員及び長野県職員の期末手当の支給割合が改定されるため、本市職員の期末手当の支給割合を国家公務員等の措置に準じて改定することに伴い、改正するもの</p>																						
2 改正の内容	<p>主な内容は、次のとおり</p> <p>(1) 長野市職員の給与に関する条例の一部改正（第1条、第2条関係）</p> <p>ア 一般職の職員に対して令和2年度12月期に支給する期末手当の支給割合を次のように引き下げる。</p> <p>（ ）内は、特定幹部職員</p> <table border="1" data-bbox="571 904 1369 994"> <thead> <tr> <th>現行</th> <th>改定後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1.30月（1.10月）</td> <td>1.25月（1.05月）</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 一般職の職員に対して令和3年度6月期及び12月期に支給する期末手当の支給割合を次のように改める。</p> <p>（ ）内は、特定幹部職員</p> <table border="1" data-bbox="571 1128 1369 1263"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>現行（令和2年度）</th> <th>改定後（令和3年度）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6月</td> <td>1.30月（1.10月）</td> <td>1.275月（1.075月）</td> </tr> <tr> <td>12月</td> <td>1.25月（1.05月）</td> <td>1.275月（1.075月）</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 長野市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正（第3条、第4条関係）</p> <p>ア 特定任期付職員に対して令和2年度12月期に支給する期末手当の支給割合を1.675月から1.625月に引き下げる。</p> <p>イ 特定任期付職員に対して令和3年度6月期及び12月期に支給する期末手当の支給割合を次のように改める。</p> <table border="1" data-bbox="571 1532 1369 1666"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>現行（令和2年度）</th> <th>改定後（令和3年度）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6月</td> <td>1.675月</td> <td>1.65月</td> </tr> <tr> <td>12月</td> <td>1.625月</td> <td>1.65月</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 長野市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正（第5条、第6条関係）</p> <p>ア 市長、副市長、教育長、上下水道事業管理者及び常勤の監査委員並びに議会の議員（以下「特別職の職員」という。）</p> <p>に対して令和2年度12月期に支給する期末手当の支給割合を1.675月から1.625月に引き下げる。</p> <p>イ 特別職の職員に対して令和3年度6月期及び12月期に支給する期末手当の支給割合を次のように改める。</p>	現行	改定後	1.30月（1.10月）	1.25月（1.05月）	区分	現行（令和2年度）	改定後（令和3年度）	6月	1.30月（1.10月）	1.275月（1.075月）	12月	1.25月（1.05月）	1.275月（1.075月）	区分	現行（令和2年度）	改定後（令和3年度）	6月	1.675月	1.65月	12月	1.625月	1.65月
現行	改定後																						
1.30月（1.10月）	1.25月（1.05月）																						
区分	現行（令和2年度）	改定後（令和3年度）																					
6月	1.30月（1.10月）	1.275月（1.075月）																					
12月	1.25月（1.05月）	1.275月（1.075月）																					
区分	現行（令和2年度）	改定後（令和3年度）																					
6月	1.675月	1.65月																					
12月	1.625月	1.65月																					

	区分		現行（令和2年度）	改定後（令和3年度）
	6月	1.675月		1.65月
	12月	1.625月		1.65月
3 施行期日等	令和2年12月1日から施行する。ただし、(1)イ、(2)イ及び(3)イについては、令和3年4月1日から施行する。			
4 審議状況	(1) 法規審査委員会の決定		11月24日	
	(2) 庁議の決定		月 日	

長野市立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）要綱

教育委員会事務局学校教育課

事 項	説 明													
1 改正の理由	長野県学校職員の期末手当の支給割合が改定されるため、この条例で定める長野市立学校の学校職員（以下「学校職員」という。）の期末手当の支給割合についても同様に措置することに伴い、改正するもの													
2 改正の内容	<p>主な内容は、次のとおり</p> <p>(1) 学校職員に対して令和2年度12月期に支給する期末手当の支給割合を次のように引き下げる（第1条関係）。</p> <table border="1" data-bbox="531 824 1366 913"> <thead> <tr> <th data-bbox="531 824 951 869">現 行</th> <th data-bbox="951 824 1366 869">改 定 後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="531 869 951 913">1. 30月</td> <td data-bbox="951 869 1366 913">1. 25月</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 学校職員に対して令和3年度6月期及び12月期に支給する期末手当の支給割合を次のように改める（第2条関係）。</p> <table border="1" data-bbox="531 1003 1366 1137"> <thead> <tr> <th data-bbox="531 1003 663 1048">区分</th> <th data-bbox="663 1003 1015 1048">現 行（令和2年度）</th> <th data-bbox="1015 1003 1366 1048">改 定 後（令和3年度）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="531 1048 663 1093">6月</td> <td data-bbox="663 1048 1015 1093">1. 30月</td> <td data-bbox="1015 1048 1366 1093">1. 275月</td> </tr> <tr> <td data-bbox="531 1093 663 1137">12月</td> <td data-bbox="663 1093 1015 1137">1. 25月</td> <td data-bbox="1015 1093 1366 1137">1. 275月</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 長野市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正（附則第3項、附則第4項関係）</p>	現 行	改 定 後	1. 30月	1. 25月	区分	現 行（令和2年度）	改 定 後（令和3年度）	6月	1. 30月	1. 275月	12月	1. 25月	1. 275月
現 行	改 定 後													
1. 30月	1. 25月													
区分	現 行（令和2年度）	改 定 後（令和3年度）												
6月	1. 30月	1. 275月												
12月	1. 25月	1. 275月												
3 施行期日等	令和2年12月1日から施行する。ただし、(2)については、令和3年4月1日から施行する。													
4 審議状況	<p>(1) 法規審査委員会の決定 11月24日</p> <p>(2) 庁議の決定 月 日</p>													

長野市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）要綱

総務部職員課

事 項	説 明
1 改正の理由	令和元年東日本台風による災害及び新型コロナウイルス感染症等が及ぼす市民等への影響を勘案し、市長、副市長、教育長、上下水道事業管理者及び常勤の監査委員（以下「市長等」という。）の期末手当を一時的に減額する措置を講ずることに伴い、改正するもの
2 改正の内容	令和2年12月に支給する市長等の期末手当の額は、一般職の職員の例により算出した額に、市長にあつては100分の90、副市長、教育長、上下水道事業管理者及び常勤の監査委員にあつては100分の95を乗じて得た額とするものと定める（附則第11項関係）。
3 施行期日	令和2年12月1日から施行する。
4 審議状況	(1) 法規審査委員会の決定 11月24日 (2) 庁議の決定 月 日